

○ 湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例

昭和 36 年 8 月 1 日

条例第 4 号

第 1 条 この条例は、湖南衛生組合特別職の職員（以下「管理者等」という。）に支給する給与等について定めることを目的とする。

（昭 40 条例 3 ・ 一部改正）

第 2 条 前条の職員には、給料又は報酬を支給する。

第 3 条 管理者等の給料又は報酬は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 月額 43,000 円
- (2) 副管理者 月額 35,000 円
- (3) 監査委員 日額 24,000 円 ただし、議会選出の監査委員の日額は 14,000 円とする。

（昭 38 条例 1 ・ 昭 39 条例 2 ・ 昭 43 条例 4 ・ 昭 46 条例 3 ・ 昭 49 条例 4 ・ 昭 52 条例 3 ・ 昭 54 条例 2 ・ 昭 56 条例 2 ・ 昭 60 条例 3 ・ 昭 63 条例 3 ・ 平 2 条例 3 ・ 平 4 条例 3 ・ 平 13 条例 4 ・ 平 19 条例 1 ・ 一部改正）

第 4 条 新たに管理者等（監査委員を除く。次条において同じ。）になった者については、その日から給料を支給する。

（平 23 条例 2 ・ 一部改正）

第 5 条 管理者等が任期満了、退職、辞職により管理者等でなくなったときは、その日までの給料を支給する。

2 管理者等が死亡により管理者等でなくなったときは、その当月分までの給料を支給する。

（平 23 条例 2 ・ 一部改正）

第 5 条の 2 前 2 条の規定により給料を受ける場合であって、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（平 23 条例 2 ・ 追加）

第 6 条 管理者等の給料又は報酬の支給日は、毎月末日とする。

2 監査委員の報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算したその総額を前項の支給日に支給する。

（平 23 条例 2 ・ 一部改正）

第 7 条 特別職の職員が職務のため、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、別表によりその費用を弁償する。

(昭 45 条例 3 ・ 昭 45 条例 5 ・ 令和 5 年条例 4 ・ 一部改正)

第 8 条 この条例の施行について、必要な事項は管理者が別にこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年 4 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 3 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 39 年 3 月 14 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 40 年 6 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、別表の改正規定は、昭和 40 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 43 年 3 月 15 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 4 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 12 月 22 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和 45 年 10 月 1 日より、武蔵村山市については昭和 45 年 11 月 3 日から適用する。

付 則(昭和 46 年 3 月 10 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 10 月 2 日条例第 7 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

2 改正後の別表の規定は、昭和 48 年 10 月 1 日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

付 則(昭和 49 年 4 月 15 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 56 年 3 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 63 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 9 月 3 日条例第 3 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 11 月 21 日条例第 4 号)

この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 2 月 16 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 2 月 2 日条例第 2 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 2 月 20 日条例第 4 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(昭 45 条例 3 ・ 全改、昭 48 条例 7 ・ 昭 54 条例 2 ・ 昭 60 条例 3 ・ 平
3 条例 2 ・ 一部改正)

鉄道賃	船賃	車賃	日当		宿泊料	航空賃	食事料
			宿泊を要 しない出 張	宿泊を要 する出張			
上級	1 等	実費	2,600 円	2,600 円	14,800 円	実費	2,600 円

備考 路程 30 キロメートル未満の出張の場合における日当の額並びに固定
宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額は、それぞれ定額の 3 分の
2 に相当する額とする。